

## 東浦町パートタイム労働者福祉対策事業費補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）に加入したパートタイム労働者の会費を負担する中小企業者に対し補助金を交付することにより、当該中小企業者の負担の軽減及びパートタイム労働者のサービスセンターへの加入の促進を図り、もって中小企業におけるパートタイム労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人の事業者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当と認めるもの

2 この要綱において「パートタイム労働者」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、その雇用するパートタイム労働者がサービスセンターに加入をした場合に、当該加入に要する会費（以下「会費」という。）の一部を負担したものとす。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、パートタイム労働者1人につき、当該年度内に納入した会費の納入月数に300円を乗じて得た額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) パートタイム労働者会員名簿
- (2) 会費の納入を証する書類

### (補助金の変更の届出)

第6条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに、その内容を町長に届け出なければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、第5条の申請書を受理したとき及び前条の届出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び支払)

第8条 申請者は、前条の交付決定の通知を受けたときは、補助金支払請求書(様式第2)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金支払請求書を受理したときは、速やかに、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正があったとき。

(補助金の交付申請等の委任)

第10条 補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する事務については、サービスセンターの代表者が補助金の交付を受けようとする者から委任を受けて一括して行うことができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の補助金に係る交付決定等の通知は、当該受任者に対し行うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

東浦町パートタイム労働者福祉対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

住所

事業所名

代表者氏名

電話番号

年度東浦町パートタイム労働者福祉対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円  
積算内訳

2 添付書類

- ・パートタイム労働者会員名簿
- ・パートタイム労働者会費納入調書

様式第2 (第8条関係)

東浦町パートタイム労働者福祉対策事業費補助金支払請求書

年 月 日

東 浦 町 長

住所  
事業所名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 東 第 号で交付決定通知のありました  
年度東浦町パートタイム労働者福祉対策事業費補助金について、下記のとおり  
請求します。

記

- 1 請求金額 円  
2 口座振込先

金融機関名	
預金種別	当座・普通 口座番号
ふりがな	
口座名義人	